

令和6年度 富山県農薬危害防止運動

4/1～9/30

守ろう 農薬ラベル 確かめよう 周囲の状況

周りに配慮して飛散を防止

1. 住宅地周辺で散布する時は事前に周知し、飛散防止を徹底

農薬の飛散は、人の健康などに悪影響を招く恐れがあるので、住宅地周辺での農薬散布にあたっては、周辺への飛散防止に十分配慮しましょう。

- ・農薬を散布するときには、十分な時間の余裕をもって事前に周辺住民等へ幅広く周知し、散布時には住民等が立ち入らないよう配慮する。
- ・飛散の少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の使用を心がける。
- ・無風又は風が弱い時間帯を見計らい、農薬を散布する。
- ・散布時には、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。

回覧板など
で事前周知



無人ヘリコプターやドローンで農薬散布する場合も、周辺環境への配慮が大切！

2. 使用前には必ずラベルで作物名・使用方法等を確認

農薬の使用にあたっては、ラベル(説明書)に記載されている作物名・使用方法等や使用上の注意事項を必ず確認しましょう。

- 特に、以下のような場合は、似ている作物でも別々に農薬登録されることがあり、使用方法も異なる可能性があるので注意する。
 - ① 大きさが異なる（トマトとミニトマトなど）
 - ② 収穫時期が異なる（えだまめ[未成熟]とだいず[種実]など）
 - ③ 食用部位が異なる（さといもとずいき[さといもの茎]など）
 - ④ 形が異なる（レタスとリーフレタスなど）



3. 農薬は適切に保管・管理し、使用した場合は必ず記帳

農薬は法律によって取り扱いが定められ、適切な保管・管理が求められています。また、農薬使用に係る履歴がわかるよう、記帳やそれら記録簿の保管が必要となっています。

- ・農薬は1回あたりの購入量を最小限とし、有効期限内に使用する。
- ・冷涼な場所に農薬専用の保管庫を設置し、鍵をかけて保管・管理する。
- ・誤飲につながる容器の移し替えは厳禁！
- ・農薬の購入伝票等は保管し、農薬使用後は、履歴がわかるように記帳する。
- ・不要になった農薬や空容器等は、廃棄物処理業者に依頼する等、適正に処理する。



4. 農薬を調整・散布する時は、マスクなど防護装備を正しく着用

農薬による事故の多くは、マスクや防除衣などの装備不備や体調が万全でないまま作業を行うなど作業者の不注意により発生しています。

特に、土壤くん蒸剤を使用する場合は、防護マスク等の防護装備の着用、施用直後のビニール等での被覆を確実に行い、安全確保を徹底することが大切です。

○農薬を取り扱うときには、適正な服装で、保護具を正しく着用しましょう。



・体に異常を感じた場合は、すぐに医師の診療を受ける。

・処置法などの問い合わせ先

【公益財団法人 日本中毒情報センター】

中毒110番・電話サービス	医療機関専用(有料)	一般市民専用(無料)
大阪 (365日、24時間対応)	072-726-9923	072-727-2499
つくば (365日、9時~21時対応)	029-851-9999	029-852-9999

・医師に問い合わせまたは受診する際に必要な情報のポイント

農薬の名称、取り扱った量および時刻、異常時の発生状態（散布中か、誤飲か等）、今起こっている症状（意識の有無、けいれん等）

◇農薬の適正使用等に関する問合せ先◇

- ・県農業技術課 エコ農業推進係 076-444-8292
- ・新川農林振興センター 0765-52-0268
- ・高岡農林振興センター 0766-26-8474
- ・農林水産総合技術センター 農業研究所 病理昆虫課 076-429-5249
- ・富山農林振興センター 076-444-4521
- ・砺波農林振興センター 0763-32-8111

～未来につなぐより良い農業をめざして～

「とやまGAP(Good Agricultural Practice)の推進

県では“とやまGAP規範”に基づく適正な農業生産活動の実践（とやまGAP）を普及推進しています。

この取組により、①安全な農産物の生産、②環境の保全、③農業者の安全確保に努め、農業の生産から出荷までの生産工程における危害を未然に防ぐをねらいとしています。



とやまGAPのホームページも見てね

とやまGAP規範

検索